

令和5年第2回定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和5年8月28日(月)
- 2 場所 藤井寺市柏原市学校給食センター会議室
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回令和5年第1回定例教育委員会会議録の承認について
- (1) 議決事項
 - 議案第4号 評価員の選任について
 - 議案第5号 令和4年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について
 - 議案第6号 学校給食費の滞納対策について
 - 議案第7号 教育長の辞職について
- (2) 報告案件
 - 報告第3号 給食会理事会役員および各委員会委員について
- (3) その他報告事項
 - ・教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について
- 4 出席者

教育長	濱崎 徹
教育長職務代理者	新子 寿一
委員	足立 義幸
委員	田中 保和
委員	原 明子
- 5 市教育委員会事務局出席者

藤井寺市教育委員会事務局	学校教育課長
柏原市教育委員会事務局	学務課長
- 6 事務局出席者

給食課長兼庶務係長
給食課主幹兼給食係長
給食課給食係副主査
給食課給食係副主査

午前9時55分 委員会開会を宣して日程に入る。

○給食課長兼庶務係長

皆様、おはようございます。

只今から令和5年第2回定例教育委員会会議を始めさせていただきます。本日は非常にお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

当給食センターでは、9月4日からの2学期給食開始にむけて、集中清掃を実施するなど、衛生管理の徹底を図っている最中ですが、安心安全な給食の提供に万全を期し、臨んでまいります。

それでは、令和5年第2回定例教育委員会会議の開催に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者のご報告をさせていただきます。藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会傍聴人規則に基づき公開しておりますが、本日は傍聴希望者がおられませんでした。また、教育委員の皆様方におかれましては、全員出席されているということで、会議が成立することを併せてご報告させていただきます。なお、この会議の内容につきましては、会議録にまとめ公表する予定にしており、録音させていただきますので、ご理解、ご了承をお願いいたします。

続きまして、本日の配布資料のご確認をさせていただきます。令和5年第2回定例教育委員会会議次第、前回の令和5年第1回定例教育委員会会議録の写し、資料1、評価員の選任にかかる資料としまして「経歴書」、資料2「会計決算書第52期」、学校給食費の滞納対策としまして、資料3-①「給食費滞納・納入年度別一覧表」、資料3-②「令和5年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等（案）」、資料4「教育長の辞職について」、資料5「令和5年度藤井寺市柏原市学校給食会役員名簿」、資料6「教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）」でございます。

また、前回の令和5年第1回定例教育委員会会議において、「藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会規程の制定について」議決をいただいておりますが、その際に「藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（案）」を添付しておりました。なお、この規則につきましては、令和5年4月1日から施行されておりますので、ご参考までに「同施行規則」を添付しております。全て揃っておりますでしょうか。

それでは、濱崎教育長よろしく願いいたします。

○教育長

皆様、おはようございます。

会議の前に一点報告がございます。これまで本教育委員会の委員としてご尽力いただいております糸野聡史委員の後任として本日、原明子氏をご出席くださっております。原明子氏は去る6月9日に開催されました令和5年藤井寺市柏原市学校給食組合議会第1回臨時会において、本教育委員会教育委員任命の同意を受け、管理者より任命されました。ここで原明子委員に就任のご挨拶を賜りたいと思います。原委員よろしく願いいたします。

○委員

6月から藤井寺市の教育委員になりました原明子と申します。子どもが小学校6年生で、給食をすごく楽しみにしております。よろしく願いいたします。

○教育長

よろしく願いいたします。原委員とは初めての会議となりますので、我々も自己紹介をさせていただきますと思います。

《出席者が順番に自己紹介》

○教育長

ありがとうございました。それでは、ただいまより案件に入らせていただきます。

本日の案件は、お示ししております次第のとおりでございます。よろしくご審議ご決定を賜りますようお願いいたします。それでは次第に従って進めさせていただきます。本日の「会議録の署名委員について」でございますが、「新子委員」よろしく願いいたします。

○委員

「はい」の発言

○教育長

続きまして、前回「令和5年第1回定例教育委員会会議の会議録の承認について」でございます。すでにお目通しをさせていただいていると思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございます。では承認ということで承ります。

それでは次第に従って進めてまいります。お手元の会議次第（1）議決事項、議案第4号「評価員の選任について」資料1でございます。事務局より説明をお願いします。

○給食課主幹兼給食係長

それでは、議案第4号「評価員の選任について」ご説明させていただきます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活かして点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが定められております。

令和4年度の事務事業につきまして、令和5年度の評価員の選任をお願いするものでございます。資料1としまして、経歴書を付けさせていただいております。眞木優子先生は、藤井寺市にありました大阪女子短期大学で准教授をされたのち、平成29年4月からは園田学園女子大学短期大学部生活文化学科准教授として、また、令和5年4月からは神戸女子大学家政学部管理栄養士養成課程非常勤講師として勤務されておら

れます。昨年度も組合教委の点検・評価について、眞木先生に評価員をお願いしております。大変貴重なご意見、ご指摘をいただき、事務事業の見直し、また推進をさせていただいているところであり、継続した取組が必要であると考えておりますことから、引き続き眞木先生に評価員をお願いしたいと考えているところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

以上でございます。

○教育長

今、説明がありましたように、教育委員会の事務事業の点検・評価にあたり、学識経験者の評価員を選出する必要がございます。眞木先生は、園田学園女子大学、神戸女子大学等で実績を積まれておられ、昨年度もご指導をいただいた先生でございます。いかがでしょうか。

令和5年度も評価員としてお願いすることにつきまして、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、承認とさせていただきます。ありがとうございました。続きまして、議案第5号「令和4年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」資料2でございます。事務局より説明をお願いします。

○給食係副主査

それでは、議案第5号「令和4年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」ご説明させていただきます。お手元にお配りしております資料2「会計決算書第52期」の表紙をおめくりください。左側には「藤井寺市柏原市学校給食会事業報告書」を記載しております。右側のページをご覧ください。令和4年度の会計決算につきましては、令和5年6月14日に会計監査を受けまして、全て正確にして相違ないことを認めていただきました。

1ページの「収支計算書」から説明させていただきます。まず、「収入の部」から説明いたします。「給食事業収入」としまして、4億6,655万4,060円でございます。内訳の「給食費収入」は、8月分を除く11カ月分の給食費の合計となっており、4ページに「給食事業収入明細書」を付けておりますので、お開きください。納付額の多い順に記載しておりますが、柏原市と藤井寺市からの納付は、両市が実施した1月分から3月分の給食費の無償化に伴う学校給食費の補助分となっております。恐れ入りますが、1ページにお戻りください。次に、「給食事業外収入」ですが、2万5,342円でございます。次の口座振込手数料等補助金ですが、26万1,008円でございます。これは、各校長口座から給食会口座に学校給食費を振り込む際や給食会口座から食材納入事業者に給食物資代金を振り込む際に発生する口座振込手数料について、当給食会の円滑な運営と給食費を負担する保護者の方々の負担軽減に寄与することを目的に補助金の交付を受けているものでございます。以上の給食事業収入と給食事業外収入及び口座振込手数料等補助金の合計4億6,684万410円が、令和4年度の収入でございます。

続きまして、右側の「支出の部」ですが、「給食事業費用」としまして、4億6,704万8,351円でございます。5ページに「給食材料費明細書」を付けております。1ページにお戻りください。次の「給食事業外費用」ですが、26万1,008円でございます。6ページに「給食事業外費用明細書」を付けております。この口座振込手数料等につきましては、給食事務取扱規程に基づき、給食会が負担することとなっております。もう一度、1ページにお戻りください。以上、収入の合計から支出の合計を差引しますと、「当期末処理欠損金」は46万8,949円となるものでございます。資源価格の上昇や円安の進行などの影響等により、食材価格の高騰が相次いでいるなか、必要な量や栄養価を考慮しながら、献立を微調整し、およそ4億6千万円の事業費からしますと、何とか誤差の範囲で抑えることができたと考えております。

続きまして、2ページをお願いいたします。「貸借対照表」でございます。左側の「資産の部」ですが、「現金預金」としまして、3,291万45円でございます。7ページに「現金預金明細書」を7ページの次のページから3ページに渡りまして残高証明書を付けております。恐れ入りますが、2ページにお戻りください。「未収金」ですが、95万4,481円でございます。各学校から給食会への給食費の納入については、ご家庭から学校に入金された金額だけを振り込むこととなっております、まだ入金されていない学校が管理している金額でございます。次の「立替金」ですが、374万1,095円でございます。給食費

を4ヶ月以上滞納している保護者については、給食費の回収事務が、学校から給食会に移管され、滞納給食費も給食会で一時立て替えることとなります。以上、「資産の部」合計で3,760万5,621円となっております。

続きまして、右側の「負債の部」ですが、「未払金」として3,255万4,819円でございます。8ページに「未払金明細書」を付けております。この未払金は、3月分の給食物資代金で3月分の支払いにつきましては、翌月払いとなっております関係で未払金が発生しておりますが、既に支払いを完了しておりますことをご報告させていただきます。もう一度、2ページにお戻りください。次の「前期繰越剰余金」ですが、551万9,751円となっております。先程、説明いたしました「当期末処理欠損金」が、46万8,949円となり、これらを合計しまして「負債の部」の合計が3,760万5,621円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。「剰余金処分計算書」を付けております。「1. 前期繰越剰余金」が、551万9,751円、「2. 当期末処理欠損金」が、46万8,949円、これを引きました、505万802円を、次期繰越剰余金として処分させていただきたいと考えております。

なお、この決算書では、令和5年度への繰越剰余金が505万802円となっておりますが、実質のキャッシュベースでは、令和4年度末時点で、学校が管理しておられる給食費の未収金が約96万円と給食会へ移管されている給食費の滞納額が約374万円となっており、併せて、約470万円が未収であることから、給食会残高がおよそ35万円程度となっている状況でございます。

また、この「給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」は、7月13日に開催されました第2回給食会理事会におきまして報告し、了承をいただいております。

以上でございます。

○教育長

只今、事務局より説明がありました。全般にわたり何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

○教育長

46万円の赤字ですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。単年度で46万円の赤字となっております。

○教育長

全体の予算規模からすると、かなり抑えることができたということですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。物価高騰のなか、およそ4億6千万円の事業費からすると誤差の範囲であると考えております。

○教育長

貯金が実質35万円ということですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。そうでございます。

○教育長

滞納額が増えたら、今後の見通しはどうなりますか。

○給食課長兼庶務係長

滞納額が繰越剰余金を上回れば、実際にお金がないということになりますので、自転車操業のようにならざるを得ないと考えております。

○教育長

そうすると、いずれはどこかで補填しなければならないのか。

○給食課長兼庶務係長

はい。最終的には、子どもたちの給食を止めることができませんので、滞納額の欠損処理も視野に入れなければなりません。給食会は保護者負担の給食費で運営しており、自主財源がございませんので、市費を投入して補填しなければならないと考えております。

○教育長

平たく言えばそういうことですね。この件について、よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、承認とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議案第6号「学校給食費の滞納対策について」資料3でございます。事務局より説明をお願いします。

○給食係副主査

それでは、学校給食費の滞納対策についてご説明させていただきます。資料3-①、給食費滞納・納入年度別一覧表をご覧ください。滞納給食費につきましては、学校給食費滞納対策事務実施要項に基づき、各学校においては滞納保護者に対して、納付を求める努力をされておられます。また、移管された債権につきましては、学校給食会の事務局である給食組合教育委員会が給食会の事務局となって回収に努めております。表のいちばん下段の網掛け部分となりますが、令和5年度7月末時点の滞納繰越額は、令和4年度末の374万1,095円から13万1,896円増加して387万2,991円となっております。これらのことから、法的措置の継続も含め、滞納抑制の取組はより一層必要であると考えております。大変難しい問題ではござ

いますが、学校給食費の滞納対策を継続し、少しでも滞納給食費が回収できるよう、粘り強く取り組んでいくことが肝要であると考えております。

続きまして、資料3-②、令和5年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等（案）についてをご覧ください。今年度の法的措置の実施基準等につきましても、学校給食費の滞納の状況、対策等を総合的に勘案し、原則として「平成29年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等」に基づき、令和4年度と同基準で実施をできればと考えております。

なお、令和2年4月1日に施行された改正後民法において、消滅時効制度が変更され、学校給食費については、令和2年4月1日以降に発生する債権が5年となっておりますことから、当組合の消滅時効期間の考え方も令和2年3月31日以前の債権債務は2年、令和2年4月1日以降の債権債務は5年としております。

また、法的措置を実施するにあたっては、公平、公正であることを原則としておりますが、現実的に回収が困難な状況にある場合は、可能な状況になった時点で実施するとしております。このことを踏まえ、法的措置を実施する対象の保護者及び債権の基準は、学校給食会の事務局である組合教育委員会に移管された債権であり、居所が不明でないこと。現に生活保護や就学援助の適用を受けていないこと。また、債権が消滅時効期間内であり、滞納している学校給食費について、一部の返済もなく、概ね2万円以上であることの基準をすべて満たすものとしております。

なお、過去に債務名義を取得しながら未返済となっている案件もございますので、今後も弁護士と十分協議し、差し押さえ等の可能性も見極めながら、可能であれば法に基づく手続きを進めたいと考えております。

また、今年度も法的措置の対象者となりうる可能性がある保護者には、できるだけ丁寧な対応を心掛け、何とか話し合いの場を設けられるよう、7月下旬より自宅訪問を重ねると共に、生活状況などの確認も実施しております。今後におきましても、非常に効果大きい自宅訪問を継続し、学校とも密に連絡をとり、状況の把握に努め、学校と保護者、また児童生徒と学校の繋がりに細心の注意と配慮をしながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。

この「令和5年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等（案）について」は、7月7日に開催されました第1回給食費対策委員会及び7月13日に開催されました第2回給食会理事会におきまして報告し、了承をいただいております。

学校給食費の滞納対策については、以上でございます。

○教育長

只今、事務局より説明がありました。全般にわたり何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

○委員

法的措置の対象となるご家庭の子どもたちは、給食に対して何か影響がありますか。

○給食課長兼庶務係長

はい。給食が止まるというような子どもに直接影響が及ぶことはございません。また、自宅訪問に伺った際にも子どもにしかお会いできなければ、滞納のお話は一切いたしません。保護者の方に直接会えた時のみ、滞納がある旨のお話をしております。子どもと学校の繋がりにも細心の注意を払いながら、自宅訪問等に取り組んでおります。

○教育長

自宅訪問に行った時の効果は、具体的にどんな感じですか。

○給食課長兼庶務係長

自宅訪問をした際に保護者の方に直接お会いできれば、支払っていただける確率が少しは上がるかなと感じております。ご不在の場合には、訪問不在表をポストに投函し、ご連絡をいただきたい旨のメモを残してくるのですが、折り返しの電話が掛かってくることはほぼありませんので、ご不在だった場合には、支払っていただけないなと思っております。また、子どもたちだけが留守番をしていた場合には、滞納の話は一切せず、持参した文書に封をし、親展として保護者に渡してもらっておりますが、こちらにつきましても折り返しの電話が掛かってくることはほぼありません。なお、自宅訪問の際に、電気メーターやクーラーの室外機等が作動しており、ご在宅を確認できる場合でも居留守を使われることが多いですので、直接お会いし、

お話まで導けなければ、なかなか難しいのが現状でございます。

○教育長

ご苦労様やね。

○委員

自宅訪問を実施する具体的なケースはどんな感じですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。滞納の状況にもよりますが、今年度、この基準で実施した場合には、6名～8名が対象になると想定されますので、この方々を中心に自宅訪問を実施いたします。その際には、ご自宅の状況や所有車両、洗濯物などの生活状況の確認をしておりますので、訪問が1回だけの場合もあれば、状況の変化を確認するために2回、3回と訪問する場合もございます。生活状況によりましては、学校にも相談にお伺いし、子どもたちの登校状況や学校での様子などをお聞きしながら、慎重に進めております。

○委員

ありがとうございます。

○教育長

自宅訪問が最善の方法ですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。そうでございます。

○教育長

時効の消滅制度が、2年から5年に変わって何か効果はありますか。

○給食課長兼庶務係長

お支払いにならない方は、時効が2年であろうと5年であろうとお支払いにならないので、効果はあまりございません。

○教育長

取り組まなければならない期間が長くなったということですね。時効で消滅してしまえば、補填するということですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。給食費は民法上、2年だったり5年だったりという時効期間が定められておりますが、市税のような公債権ではなく、私債権となっておりますので、2年経過したり5年経過したからといって、自動的に債権が消滅することにはなりません。例えば、10年前の滞納給食費の支払いを求めて、支払督促申立を実施することも可能ですが、申し立てられた相手方が裁判所に対して、時効の利益の完成を主張する時効の援用を求められた場合には、時効が認められることとなります。この時点で初めて債権が消滅することになりますが、現実的には、消滅時効期間が過ぎた債権の回収は困難であると考えております。

○教育長

ありがとうございます。この件について、よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございます。では承認ということで承ります。

続きまして、議案第7号「教育長の辞職について」資料4でございます。本案件については、私の一身上に関する事案であることから、進行を教育長職務代理者である新子委員に代わらせていただきます。

○教育長職務代理者

それでは、本案件の議案進行につきましては、私が行います。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、当事者は議事に参与することはできないとされておりますので、誠に申し訳ございませんが、濱崎教育長、ここで一時退席をお願いいたします。

<濱崎教育長 退席>

このたび、藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の濱崎教育長から令和5年8月3日付けで、同年8月31日をもって、教育長の職を辞したいとの「辞職願」が提出されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、教育委員会の同意を求めるものでございます。

また、同条におきまして、「教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる」となっており、同年8月3日付けで、本給食組合管理者の同意を得ていることをお知らせさせていただきます。

なお、藤井寺市教育委員会の教育長でもあられます濱崎教育長は、同教育長を8月31日付けで退任されることから、本給食組合教育委員会の教育長としての任期途中ではありますが、辞職願が提出されたものでございます。

これは、本給食組合教育委員会の教育長となる前提といたしまして、藤井寺市柏原市学校給食組合同約第7条第1項におきまして、「組合の教育委員会の教育長は、関係市の教育委員会の教育長のうちから、管理者が組合の議会の同意を得て任命する」という規約によるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のうえ、同意について、ご決定を賜りますようお願いい

たします。

○教育長職務代理者

私個人といたしましても大変残念に思っております。中河内と南河内で地域は分かれています。両市の給食行政や理事会の運営などで繋がっており、協力してやってまいりました。任期途中ではありますが、非常に強い気持ちで職を辞したいとのことでございます。よろしいでしょうか。

○委員

同意せざるを得ない状況ですね。

○委員

残念ですね。まだまだ続けていただけるのであれば、続けていただきたいのですが、ご本人がお決めになられたことですので。

○教育長職務代理者

本案件に同意することにご異議ございませんか。

○委員一同

「異議なし」の声あり

○教育長職務代理者

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議案審議が終了しましたので、濱崎教育長の入室を認めます。

<濱崎教育長 着席>

○教育長職務代理者

濱崎教育長が着席されました。本案件につきましては、本日付けで同意することに決しましたので、濱崎教育長にお知らせいたします。

○教育長

この度、勝手ながら一身上の都合で辞職願を提出いたしましたところ、皆様方のご同意をいただき、ありがとうございます。在任期間は4年と少しになるのですが、まさにコロナで始まりコロナで終わったのかなと感じております。これまで経験したことがない全国一斉休校で給食が止まってしまい、そこから給食をどのように再開するかなど、大変ご苦勞をいただいたと思っております。また、黙食がずっと続いているなかで、いつも言ってますように楽しく給食を食べるための取組など、課題も沢山あったと思っておりますが、新子教育長様をはじめ、皆様方のお力添えのおかげで、何とか乗り切ってこられたと思っております。

最後に、藤井寺市柏原市学校給食組合の活動が益々ご発展しますことを祈念いたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。

本案件についての議案審議は終わりましたので、進行を濱崎教育長に戻させていただきます。

○教育長

わかりました。改めまして、これで議案は終わりましたので「(2) 報告案件」にまいります。報告第3号「給食会理事会役員及び各委員会委員について」資料5の説明を事務局よろしくお願ひします。

○給食係副主査

それでは、お手元の資料5「令和5年度藤井寺市柏原市学校給食会役員名簿」をご覧ください。給食会理事会の理事や会計、会計監査、並びに理事会のもとにございます5つの委員会に参加をしていただきます保護者代表の方々や校長先生、給食主任の先生のお名前を記載しております。この名簿の皆様方によりまして、現在、理事会や各委員会を進めております。

以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

以上で、報告案件は終わりましたので、「(3) その他報告事項」に進まさせていただきます。「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について」ご意見を賜りたいと思います。資料6をご覧ください。ご承知のとおり、この報告は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」に基づいて、その規定により学識経験者の意見を付して議会に報告するものでございます。本日、内容をご確認いただいて、次回、11月14日に開催予定の令和5年第3回定例教育委員会会議で学識経験者よりご意見を賜るということでございます。その後2月開催予定の組合議会に報告させていただくという運びとなります。それでは資料6の3ページをご覧ください。(2)「令和4年度施策一覧」として示しております。一覧表の節名称ごとに事務局より説明をし、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思います。事務局、説明をお願いします。

○給食課主幹兼給食係長

それでは、資料6「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書(案)について」

説明をさせていただきます。

令和4年度を対象年度とします「教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）」を作成いたしまして、点検・評価の項目の設定としましては、昨年度と同様に学校給食組合の教育大綱に基づく施策の事業内容としております。概略の説明となりますが、内容等につきましてご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。なお、当会議でのご意見を報告書（案）に反映させていただき、先ほど議案第4号にて、ご承認をいただきました眞木評価員にご意見をいただきまして、次回、11月に開催予定の教育委員会会議で点検・評価結果のご報告をさせていただくことを予定しております。それでは説明させていただきます。

1ページは点検・評価に関する報告書の法的なことを記載しております。2ページには「教育委員会の活動状況」としまして、「教育長及び教育委員名簿」と「教育委員会会議の開催状況」を記載しております。次の3ページから4ページには、「2. 点検・評価の方法」として、(1)「対象施策の考え方」、(2)「令和4年度施策一覧」、この施策につきましては先ほど申し上げましたとおり、学校給食組合の教育大綱に基づいた事業内容としております。(3)「実施方法」、この項目の3行目に施策ごとに成果指標を設け、目指すべき成果を明確にしていると記載しており、達成状況を3段階で示しております。(4)には「学識経験者の知見の活用」について記載しております。学識経験者として先ほどご承認いただきました眞木優子先生に評価員をお願いするものでございます。(2)「令和4年度施策一覧」に記載しております施策ごとの点検・評価シートを5ページ以降につけております。

5ページから説明させていただきます。「3. 令和4年度の施策の点検・評価」、節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」、主要施策1)「施設・設備の老朽化の対応」、施策名1「機械機器の整備」ですが、令和4年度実績としまして、施設・設備の老朽化対策や給食施設として望まれる安全・安心な給食づくりのために優先度の高い事業を対象とし、施設・設備の整備を実施いたしました。点検及び評価としまして、経年劣化が著しく進行していた包丁まな板消毒保管庫を買い替えたことで、確実な消毒保管を行うことができます。なお、この包丁まな板消毒保管庫につきましては、3ヶ年計画による買替が今年度で完了しております。また、経年劣化によるひび割れが多発していたPEN食器を更新したことで、子どもたちに安心安全な給食を提供することができております。なお、これらの更新等につきましては、学校の長期休業期間に実施したため、給食は支障なく提供できております。しかしながら、まだ耐用年数を超える厨房機器も存

在しますので、状況を的確に把握し、計画的に買い替えをする必要があると考えております。

続きまして6ページ、施策名2「施設設備の整備」でございますが、令和4年度実績としまして、第1センターLANケーブル配線接続作業や第2センター階段室床面補修などを実施しました。点検及び評価としまして、これらのことにより、WEB会議等が普及しつつある昨今の状況に対応する環境を整備することができました。また、職員等が階段を昇降する際の労働災害リスクを低減することができました。今後におきましても、施設が老朽化しているため計画的に修繕していくことが必要であると考えております。

次に、7ページの主要施策2)「学校給食の危機管理」、施策名1「緊急事態発生時の対策」でございますが、令和4年度実績としまして、学校給食の安全管理には万全な体制で臨んでおりますが、万が一の食中毒事故発生時の組合教育委員会の対応等を記載しました「学校給食の危機管理」というマニュアルを定めております。未然防止策としまして、保健所による衛生監視、毎日の健康調査や月2回の検便検査、原則毎月1回の全員研修等を行っております。点検及び評価としまして、令和4年度の保健所の衛生監視においてもHACCPの考え方を採り入れた衛生管理が適切にできているという監視結果を得ております。また、年間2回実施したノロウイルスの検便検査におきまして、1名の職員から陽性反応が検出されましたが、自宅待機を指示し、再検査で陰性になるまで出勤させないという対応をすることで、食中毒事故を未然に防ぐことができました。その他、衛生管理の意識の向上や献立内容の事前協議を行うことで、令和4年度についても食中毒の発生はございませんでした。

続きまして8ページの施策名2「異物混入時の対応」でございますが、令和4年度実績としまして、「学校給食における異物混入対応マニュアル」に基づき対応するとともに異物混入等事故記録を作成し、該当校と該当市教委に報告をいたしました。なお、喫食中止に至る事案はありませんでした。点検及び評価としまして、給食センターで混入した異物と考えられるものにつきましても、少ない件数で継続できていることを鑑みますと対策の徹底が成されてきたのではないかと考えております。なお、髪の毛などの混入異物が加熱されているかどうかを確認するため、給食センターにおいてカタラーゼ試験を実施し、より細かな原因特定を行っております。令和5年度も「異物混入ゼロ」を目標に掲げ、児童生徒の安全安心の確保に、職員が一丸となって取り組んでまいります。

次に、9ページの主要施策3)「学校給食の衛生管理」、施策名1「調理従事者の衛生管理の研修」でござ

いますが、令和4年度実績としまして、毎月末に1回、全員研修を実施し、注意事項等の啓発を行いました。
今後も基本的な研修を繰り返し行い、知識の定着を図っていく必要があると考えております。

節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」については、以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」に関する事業ということで、5ページから9ページまで説明がありました。1ページずつご確認いただいて、お気づきの点やご意見をいただきたいと思います。

○教育長

令和4年度の成果指標は、ほぼ「A」評価となっており、順調に進めることができたという説明だったが。

○給食課長兼庶務係長

はい。令和4年度につきましては、計画どおり進めることができたと考えております。異物混入時の対応につきましては、給食センター由来が4件ということで、少ない件数で継続できておりますので、「A」評価でもいいのではないかとおりましたが、あくまで異物混入ゼロを究極の目標としておりますので、かなり厳しめの「B」評価としております。

○教育長

「A」評価にするのは、ゼロを達成したときですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。異物混入ゼロを達成して、初めて「A」評価にしたいと考えております。

○委員

異物混入のことですが、随分少なくなつたと感じております。いろいろな取組をされて、異物混入ゼロの厳しい目標設定となっておりますが、成果というとどんな感じですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。ありがとうございます。仰っていただきましたように、年々減らしておりますので、成果としては、かなりでておると給食センターとしましても自信を持っております。令和5年度も異物混入ゼロを目標にしております、1学期の給食が7月で終わっておりますが、給食センター由来は0件となっております。引き続き、2学期、3学期とまだまだ先は長いですが、異物混入ゼロが達成できるように努めてまいりたいと考えております。

○委員

食中毒事故が0件というのは、本当にいいですね。異物混入については、下の方にも書いてありますが、学校現場の配膳過程で発生することもあるということですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。学校現場の配膳過程においても発生する可能性があります。例えば、髪の毛の混入があった場合には、給食センターでの調理過程において混入したものか、子どもたちの衣服等に付着していたものが、配膳過程において混入したものかの原因特定が重要となってまいります。先ほどご説明させていただきましたように給食センターでは、カタラーゼ試験という酵素の反応を用いた原因特定を行っております。これは、混入した髪の毛が加熱されたものなのか、未加熱のものなのかを見ておりまして、加熱されていた場合には、給食センターでの調理過程において発生している可能性が高く、未加熱の場合には、学校での配膳過程において発生している可能性が高いことが考えられますので、正確な白衣の着用を促すなど、学校とも連携しながら、子どもたちの安心・安全の確保に努めております。

○委員

令和4年度、学校では0件ということですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。そうでございます。

○委員

しっかりと指導されているということですね。

○給食課長兼庶務係長

はい。

○委員

機械機器や設備のことで、必要な内容に合わせて手を加えられていると思うのですが、引き続き、耐用年数を超えているものや問題を抱えているものなど、まだまだ沢山あるのでしょうか。

○給食課長兼庶務係長

はい。厨房機器のメーカーが推奨する耐用年数は、約10年というのが多いのですが、給食センターの機械のなかには耐用年数を超え、20年近く使用している機械も複数台ございます。これらの機械の状況を的確に把握し、必要であれば、買替の予算を要望しております。令和4年度には、包丁まな板消毒保管庫を更新し、今年度の8月には、第2センターの食缶洗浄機の買替も実施させていただきました。

今後もこれらの機器の状況をしっかりと見極めて、子どもたちの給食に影響が及ばないように計画的に買替を進めていきたいと考えております。

○委員

ありがとうございます。

○教育長

昨年度、評価員の眞木先生からこのあたりで何か意見がありましたか。

○給食課長兼庶務係長

はい。子どもたちの給食がストップしないように、早め早めの取替を要望しておきますというご意見をいただいております。

○教育長

給食センターの衛生管理において、コロナに関しての影響は何かあったのか。

○給食課長兼庶務係長

給食の衛生管理において、コロナの影響は特にございませんが、組合教委として一番気を遣いましたのは、職場でクラスターが発生することにより、調理員の数が不足し子どもたちの給食がストップしないようにすることで、その部分には相当気を遣いました。分散で休憩や食事をしたりと、給食センターの職員から陽性をださないための対策には、かなり気を遣いました。

○教育長

この節について、よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、次の第2節の説明をお願いします。

○給食課主幹兼給食係長

先ほどの続きの10ページからご説明させていただきます。

10ページ、節名称(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」、主要施策1)「食育の取組」、施策名1「食に関する研修の充実」では、令和4年度実績としまして、まず「保護者との連携」ですが、食育を進めることは非常に重要でありますことから、給食センターの見学会や学校での給食試食会を実施しました。また、学校からの依頼で、小学生の保護者を対象に講演会を実施し、ICTを活用した給食の紹介などを行いました。「教職員との連携」としましては、給食ができるまでの様子や地場産物についての食育動画を作成し、給食主任会と連携して全校に配信しました。点検及び評価としまして、実際に給食を作っている様子を見てもらうことで、給食によりいっそう関心を持ってもらうことができいております。また、食育の動画配信は、給食についての理解が深まりとても好評でしたので、今後も取り組んでまいります。

続きまして11ページ・12ページの施策名2「学校給食の年間指導目標」では、令和4年度実績としまして、食に関する指導計画を作成し、学校からの申し込みを受けました。小学校ではそれをもとに、食に関する指導を実施し、小学校5年生対象の朝食指導は全校で実施いたしました。中学校では「レシピにチャレンジ」を実施し、応募された献立から一部を令和4年度と令和5年度第1学期の給食献立として採用することを決定いたしました。点検及び評価としましては、食に関する指導は、児童生徒が健康に生活していくためには非常に重要となりますので、新型コロナの感染状況により実施できなかった授業等も再開していきたいと考えております。

続きまして13ページの施策名3「献立の年間計画」では、令和4年度実績としまして、献立のねらい等を記載した「献立の年間計画」を作成し、献立作成委員会で承認を得て実施しております。残菜調査につきましては、感染リスクに配慮しながら、3年ぶりに再開をいたしました。14ページ、点検及び評価としまして、特集献立として実施した「日本の郷土料理」では、その地域ならではの食材や調理法、味付けなどを知る機会となっております。また、これまで特集献立として実施してきた「ブックメニュー」は、秋の読書週間に合わせて実施し、給食と本に興味を持ってもらえるよい機会となっております。なお、今年度も毎月1回、食物アレルギーの原因となる食材をなるべく使わずに工夫した献立である「スマイル献立」を実施し、

ひとりでも多くの子どもたちにみんなと一緒に給食を食べてもらえる機会を提供できておりますので、今後も続けてまいります。また、残菜調査につきましては、結果を献立に反映させ、味付け等を工夫することで、残菜を減らせたメニューもありますので、今後も結果をしっかりと分析していきます。

続きまして15ページの施策名4「地場産物の活用の推進」につきましては、自分達が住む地域で採れる食べ物を知り、興味を持つことで、地域に親しみを持ち、地域に対する関心や理解を深めてもらいたいとの思いから、積極的に地場産物の活用を進めております。なお、今年度初めての取組としましては、柏原産の「デラウェア」を使用したぶどうゼリーや藤井寺市内で栽培された「藤れんこん」を柏原市内の工場でひらてんに加工して提供するという地場産の合作に取り組みました。点検及び評価としまして、学校給食法の改正により、学校給食において地場産物の活用に努めることが規定されておりますので、より一層の給食の充実を図るため、積極的にアピールを続け、今後も予算の拡充に努めてまいります。また、今後においても地元の有名シェフとのコラボレーションなど、視点を変えた地場産の活用に取り組み、子どもたちに楽しい給食を届けてまいります。

次に、16ページの主要施策2)「アレルギーの対応」、施策名1「学校給食における食物アレルギーに関する取組」でございますが、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを令和3年8月に一部改訂し、令和4年度からえび及びナッツ類を給食で使用しないことと乳成分を含まないパンを提供することを開始しております。点検及び評価としまして、これらのことによりまして、ひとりでも多くの子どもたちに1回でも多く、みんなと同じ給食を喫食してもらえる機会を提供できており、保護者や学校から好評を得ております。また、これらの対応状況は必要に応じて、今後も改訂していきたいと考えておりますが、除去食や代替食を調理するためには、施設設備の整備が不可欠であると考えております。

続きまして17ページの施策名2「児童・生徒への細やかな指導と情報提供」でございますが、食物アレルギーを有する児童生徒については、学校からの要請により、保護者、学校の管理職、クラス担任、養護教諭、給食センターの栄養士等による三者面談を実施しております。その面談の結果、学校給食での対応が必要な児童生徒には、詳しい食品成分を記載した食物アレルギー対応献立表を学校を通じて、該当する児童生徒の保護者に配布しております。令和4年度の相談件数と送付人数は下表に記載しております。点検及び評価としまして、食物アレルギーの原因食品は、児童生徒により違い、また多岐に渡りますが、同対応マニ

ュアルにおいて、給食で使用しない食品を明瞭化したことによりまして、相談件数が17件、送付人数が33名減少しております。これら対応が不要となった児童生徒においては、安心して毎日の給食を喫食してもらうことができいております。

節名称(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」については、以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。節名称(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」に関する事業ということで、説明がありました。1ページずつご確認いただいて、お気づきの点やご意見をいただきたいと思えます。

○委員

令和4年度、学校給食で食物アレルギー事故が発生したという事例はあるのですか。

○給食課長兼庶務係長

令和4年度、当組合教委におきましては0件となっております。

○教育長

食物アレルギーに関する取組を「B」評価としているのは、除去食や代替食ができていないからか。

○給食課長兼庶務係長

はい。今できる最大限の対策はしておりますが、子どもたちにとって一番望ましいのは、除去食であり代替食でございます。これに対応できておりませんので、「B」評価としております。

○委員

食物アレルギー対応の施設設備上の課題とは、具体的にどのようなものですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。除去食、代替食を調理しようとしても、アレルギーの混入を防止するために区画化された専用の部屋を作る必要がございます。この区画化された専用の部屋を作るためのスペースの確保が、まず課題となっております。また、使用する機械や器具につきましても、専用のものを使用する必要がございます。

現状としましては、平成26年度の中学校給食開始時に既存の施設を使用して、食数増に対応するために厨房機器等を整備し、中学校に給食を導入することを最優先といたしましたので、除去食、代替食などの食物アレルギーに対応するスペースの確保ができておりません。

○教育長

昨年度も残菜調査が話題になっていたが。

○給食課長兼庶務係長

はい。残菜調査につきましては、コロナの影響で令和2年度、令和3年度と見送っていましたが、令和4年度から再開しており、令和4年度は1年間の平均で約13%の残菜率となっております。コロナ禍前でございますが、平成26年度に環境省が実施した残菜調査の全国平均が約7%ですので、コロナ禍と単純に比較はできませんが、全国平均からしますと昨年度の13%はかなり多いと考えております。この多い要因としまして、令和4年度は子どもたちが黙食で前を向いて食べていたり、配膳やおかわりの方法に一定の制限があったことが考えられます。これらのことから、令和5年度の給食主任会において、残菜を減らす工夫についてをテーマとして協議しており、令和5年度につきましては、7月末の状況ではございますが、約10%まで減らすことができっておりますので、子どもたちが食べやすい環境作りに学校とも一体となって取り組んでいきたいと考えております。

また、残菜調査をすることによりまして、子どもたちが残しやすい献立の傾向が解りますので、味付けを工夫するなどしております。例えば、もやしのナムルなどの酢の物を提供する時は、子どもたちは酢が苦手ですので残菜が多いことになってしまいますが、給食でいろいろな味付けや献立を食べてもらうにあたって、酢の使

用量を減らし酸味を抑えるとともに少し甘めの味付けとすることで、残菜が減るという検証もできております。また、カレーライスでは、少しルウの濃度を濃くしたほうが食べてもらいやすいことも解っております。

こういった工夫をするすることで、子どもたちに一口でも多く口に運んでもらえるようにしていきたいと考えております。

○教育長

工夫していただいているのがよく解ります。例えば、ものすごく残ったメニューなどでは、次は止めますか。

○給食課長兼庶務係長

はい。もちろん止めることもございますが、子どもたちは野菜の煮物、魚や酢の物が特に苦手です。例えば、肉じゃがの残菜量を見た時に具材にグリンピースが入っていたならば、それを枝豆に変更してみたりなど食材の組み合わせを変更することもございますし、味付けを変更することもございます。

何かしら変えつつ、どこをどのように変えれば、子どもたちに少しでも口に運んでもらえるかというところを職員が一生懸命考えてやっております。

○教育長

もうひとつ話題になるのが地場産物であるが、これからの見通しのようなものは。

○給食課長兼庶務係長

藤井寺では数年前から藤れんこんを採り入れ、柏原では令和4年度から有名なぶどう、デラウェアを使ったゼリーを提供しております。令和5年度も2品目とも提供いたしますが、もうそろそろ手駒がなくなってきている感じでございます。

○教育長

食育推進計画に地場産の目標値はあったのかな。

○給食課長兼庶務係長

地場産物を使用する割合を金額ベースで現状値から向上させるということになっており、それはクリアしております。令和5年度については、柏原のカタシモワインを使用して調理を行うことに取り組みたいと思っております。藤井寺ではなかなか新しいものが見つけられなくて困っておるのですが、おからクッキーを作っておられる事業者さんがおられますので、工場にはお伺いし、お話はしてまいりました。1万食に対応できる提供体制に課題が残っておりますので、引き続き協議をさせていただき、可能であれば採り入れたいなど思っております。

○教育長

これは2市で運営している良さでもあるよね。

○給食課長兼庶務係長

そうですね。藤井寺市だけだと地場産の発見にかなり苦しんでいると思います。

○教育長

この節について、よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、次の第3節の説明をお願いします。

○給食課主幹兼給食係長

それでは先ほどの続きで、18ページの節名称(3)「学校給食費の滞納問題」、主要施策1)「滞納給食費の対応と対策」、施策名1「滞納保護者との対応」でございますが、令和4年度実績といたしまして、学校で徴収できなかった給食費は「学校給食費滞納対策事務実施要項」に基づき学校給食会に移管され、滞納繰越額は下表のとおりとなっております。また、令和5年度新入生の保護者への入学説明会では学校給食の概要及び給食費についてのリーフレットを配布し、給食費を滞納しないよう理解と協力を求めました。点検及び評価としまして、令和4年度末の滞納繰越額は、令和3年度末の滞納繰越額と比較して、61,716円減少しておりますが、両市が実施した3カ月間の給食費無償化が主な要因であると分析しておりますので、継続的な滞納抑制の取組が必要であると考えております。

続きまして19ページの施策名2「滞納給食費の回収と対策」でございますが、令和4年度実績としまして、学校からの報告に基づき、児童生徒ごとに台帳を整理のうえ、催告及び再催告書を送付し、少しでも滞納給食費が回収できるよう引き続き、取り組みました。点検及び評価としまして、催告等の通知に対して無反応な保護者には電話や自宅訪問の実施継続が必要であると考えております。また、他県等において、給食費の公会計化が未納額の大幅な増加をもたらすということが報道されており、要因として徴収窓口が家庭にとって身近な学校から担当部局になることによる距離感の差も一因であるとされておりますので、慎重に議論を進める必要があると考えております。

続きまして20ページの施策名3「訴訟裁判に向けての対応」でございますが、令和4年度実績としましては、度重なる催告・訪問などを行っても支払の意思が見られなかった3世帯につきまして、簡易裁判所に「支払督促の申立」を行う旨の通告を実施しました。これらの過程で2名の保護者からアクションがあり申立を保留しましたが、残る1世帯については、引き続き支払の意思が見られなかったため、支払督促申立による法的措置を実施し、債権が確定しております。点検及び評価としまして、これまでまったく無反応であった保護者から回収できたことは大変大きな成果ですので、今後も効果的な自宅訪問を続けていきます。また、令和5年度の法的措置の対象者の選定につきましては、公平公正が原則ではありますが、生活保護や就学援助を受給している保護者への配慮や消滅時効の取り扱いを十分に考慮し、令和4年度の基準や直近の支払い状況を勘案したうえでの選定が必要であると考えております。なお、累積し続ける滞納額は、全額回収することを大原則として、回収に努めておりますが、徴収努力をし尽してもなお徴収できる見込みがない場

合には、今後の適正な債権管理を妨げる要因ともなりかねませんので、最終的には債権を放棄することも考えていかなければなりません。給食会会計は保護者負担の給食費のみで運営されており、自主財源がありませんので、両市からの公費負担で補うこととなります。また、たとえ債権を放棄するにしましても、経済的に非常に困窮している世帯もあれば、支払い能力がありながら支払っていただけない世帯もあるなど、様々な事情で滞納されている保護者がおられますので、これを一手に取り扱うことについての可否など、非常に難しい問題であると考えております。

節名称（3）「学校給食費の滞納問題」については、以上でございます。

○教育長

ありがとうございます。節名称（3）「学校給食費の滞納問題」に関して、説明がありました。何かご質問等あればよろしくお願ひします。

○委員

給食費の滞納に係わって、法的措置とは具体的にどのようなことをしていますか。

○給食課長兼庶務係長

はい。簡易裁判所に対して支払督促申立という法的措置をしております。支払督促とは、債権者の申し立てによりまして、裁判所が債務者に支払いを督促する手続きとなっており、相手方が支払っていただければ手続きが完了するのですが、例えば、支払う意思はないですとか、分割で支払いたいなどの異議を申し立てられますと訴訟の提起となり、簡単に申しますと裁判に移行することとなります。支払督促申立は、一番簡易的な法的措置ということになるかと思ひます。

○委員

20ページに1世帯の債権が確定したが、支払いの意思表示がないと書いてありますが、現在も意思表示に至っていないのか。

○給食課長兼庶務係長

はい。令和4年度に債務名義を取得した分につきましては、その後も複数回の自宅訪問と度重なる電話連絡をしております。この間、数回のみ保護者の方とお話をするのできており、誓約書を提出していただきたい旨をお願いしておりますが、ご提出には至っておらず意思表示は現在もございません。

○教育長

支払督促申立前の通告で、2名に対しては効果があったということですね。

○給食課長兼庶務係長

そうですね。令和4年度につきましては、これまで全く無反応あった2名の方に支払いの意思を示していただきましたので、自宅訪問の効果があったのかなと考えております。

○教育長

粘り強く取り組んでいかないと仕方がないよね。公会計に移行すると滞納が増えるということだが。

○給食課長兼庶務係長

はい。熊本市が2020年度に給食費の公会計化をされたのですが、2019年度の私会計時の51件、約108万円の滞納が、2021年度には1,422件、2,676万円に増加したということが報道されておりました。これは件数で約2.8倍、金額で約2.5倍となっており、要因といたしまして、徴収窓口が保護者にとって身近な学校から市の担当部局になることによる距離感の差で、保護者モラルが低下することも一因であると言われております。一例で熊本市を挙げさせていただきましたが、横浜市でも同様の結果がでておりました。一般的に公会計化すると滞納額が増えると言われておりますので、このことも踏まえて公会計化の議論をしなくてはならないと考えております。

○委員

公会計化を望む市町村は多いですけどね。

○給食課長兼庶務係長

そうですね。文科省からも給食費を公会計化するように通知されておりますので、公会計化が望ましいのはその通りであると思っております。令和3年度時点で、給食費を公会計化されている市町村は全国平均で約31%となっており、大阪府平均では約20%となっております。近隣市では富田林市が公会計化されておりますが、公会計化して給食費の滞納が発生しますと市費で補うこととなりますので、そこも非常に大きな課題になるのではないかと考えております。

○教育長

行政の理念だけでいえば、公会計ですがね。難しいですね。

○教育長

よろしいでしょうか。これをもって、点検・評価の件を終わりたいと思います。それでは、この報告書(案)に本日いただきましたご意見等、修正を加えたもので、次回11月14日に開催予定の教育委員会会議で、眞木評価員のご意見をいただくということで進めさせていただきます。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございました。

以上をもって本日予定の案件がすべて終了しました。円滑な審議にご協力いただきましてありがとうございました。これをもって令和5年第2回定例教育委員会会議を終了させていただきます。

会議事項が終了したので、閉会する。

午前11時27分